

# UBS海外株式ファンド

Aコース為替ヘッジあり(野村SMA向け)／Bコース為替ヘッジなし(野村SMA向け)

追加型投信／海外／株式

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

&lt;照会先&gt; UBSアセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号 : 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

## 商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

| ファンド名                                                                      | 商品分類    |        |               | 属性区分                         |      |                 |               |               |
|----------------------------------------------------------------------------|---------|--------|---------------|------------------------------|------|-----------------|---------------|---------------|
|                                                                            | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域          | 投資形態          | 為替ヘッジ         |
| ■UBS海外株式ファンドAコース<br>為替ヘッジあり(野村SMA向け)<br>(以下「UBS海外株式ファンドA(SMA)」ということがあります。) | 追加型     | 海外     | 株式            | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | グローバル<br>(除く日本) | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(フルヘッジ) |
| ■UBS海外株式ファンドBコース<br>為替ヘッジなし(野村SMA向け)<br>(以下「UBS海外株式ファンドB(SMA)」ということがあります。) | 追加型     | 海外     | 株式            | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | グローバル<br>(除く日本) | ファミリー<br>ファンド | なし            |

※属性区分に記載されている「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

「UBS海外株式ファンドAコース為替ヘッジあり(野村SMA向け)／Bコース為替ヘッジなし(野村SMA向け)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月24日に関東財務局長に提出しており、2023年11月25日にその届出の効力が生じております。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)

資本金／22億円(2023年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／5,204億円(2023年8月末現在)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

### 《UBS海外株式ファンドA(SMA)》

この投資信託は、MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックス<sup>(注1)</sup>(円ヘッジ・円換算ベース)<sup>(注2)</sup>をベンチマーク<sup>(注3)</sup>とし、同インデックスを上回る投資成果を目指します。

### 《UBS海外株式ファンドB(SMA)》

この投資信託は、MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックス(円換算ベース)<sup>(注4)</sup>をベンチマークとし、同インデックスを上回る投資成果を目指します。

(注1) MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックスは、日本を除く先進国で構成された株式市場の規模(時価総額)等を勘案してMSCI Inc.が開発した指数です。

MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

(注2) 「MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックス(円ヘッジ・円換算ベース)」は、MSCI Kokusai Indexを委託会社において円ヘッジベースを算出し、円換算したものです。

(注3) ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたり、運用目標の基準あるいはパフォーマンスを評価するための基準となる指標をいいます。なお、ベンチマークは、各国株式市場の構造変化やインデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。

(注4) 「MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックス(円換算ベース)」は、MSCI Kokusai Indexを委託会社において円換算したものです。

## ファンドの特色

### ■ 当ファンドはMSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックスを構成する世界株式市場における発行体の株式を主要投資対象とします。<sup>(注5)</sup>

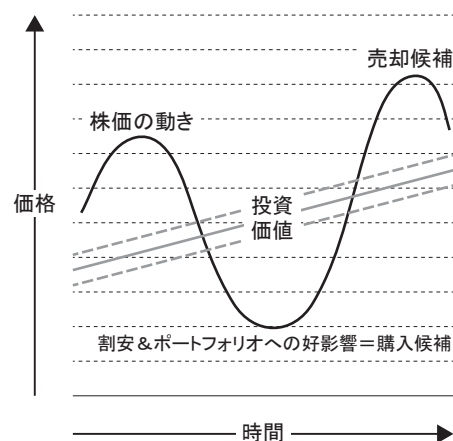
市場価格と投資価値の乖離を超過収益の源泉とし、アクティブ運用によりベンチマーク対比の超過収益の獲得を目指します。

#### 市場価格と投資価値の格差

市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となります。

将来のキャッシュフローを生み出すファンダメンタル分析をベースとして投資価値を算出し、個別銘柄、業種、地域／国、通貨の全てのレベルにおいて、市場の価格均衡回復プロセスから生じる超過収益を追求します。

株式市場では、長期的・平均的には企業ファンダメンタルズを反映した価格に収敛していくものの、一時的もしくは銘柄によってはファンダメンタルズから乖離した価格形成が生じることがあります。市場のこうした部分的非効率性に着目し、一貫した投資判断基準を導入することにより、ファンダメンタルズから見て、割安に放置された銘柄に投資することで、市場の価格均衡回復プロセスから生じる超過収益が獲得できるというのが基本的な考え方です。



※上記の図は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、実際の動きとは異なります。

(注5) ファンドは、UBSグローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド2006(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて表記の投資対象に投資します。なお、世界の株式等に直接投資することがあります。

## ■ 《UBS海外株式ファンドA(SMA)》

信託財産に属する実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産にかかる対円での為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックスの資産配分をベースに行いますが、一部の通貨に対しては、先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジ(当該一部の通貨に代えてその通貨と相関が高いと判断される通貨で行う対円での為替ヘッジ)を行う場合があります。

## ■ 《UBS海外株式ファンドB(SMA)》

信託財産に属する実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外国為替市場動向等により、対円での為替ヘッジを行う場合があります。

### ◎ 運用プロセス

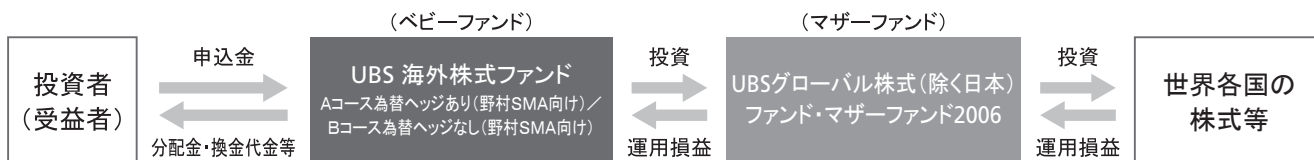


2023年8月末現在

### ◎ ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBSグローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド2006」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

委託する範囲：有価証券等および通貨の運用

委託先名称：UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド  
(UBS Asset Management (UK) Ltd)

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ◎ 主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ◎ 分配方針

毎決算時(毎年2月25日。ただし休業日の場合は翌営業日。))に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

## 株式の価格変動リスク

### ◆株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ◆信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因となります。

## 為替変動リスク

外貨建資産を円ベースにした場合、その資産価値は為替レートの変動により影響を受けることになります。とりわけ為替ヘッジを行わないUBS海外株式ファンドB(SMA)においては、円と投資対象通貨との間の為替変動の影響を受けることになり、円高方向へ進んだ場合には基準価額が下落する要因となります。また、UBS海外株式ファンドA(SMA)においては、原則として対円で為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたっては、為替ヘッジコストの発生等が基準価額の変動要因となるなど、すべての為替変動リスクを回避できるわけではありません。

## カントリー・リスク

投資対象国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

## 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。



## その他の留意点

---

### 【クーリング・オフ】

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

### 【流動性リスクに関する留意点】

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## リスク管理体制

---

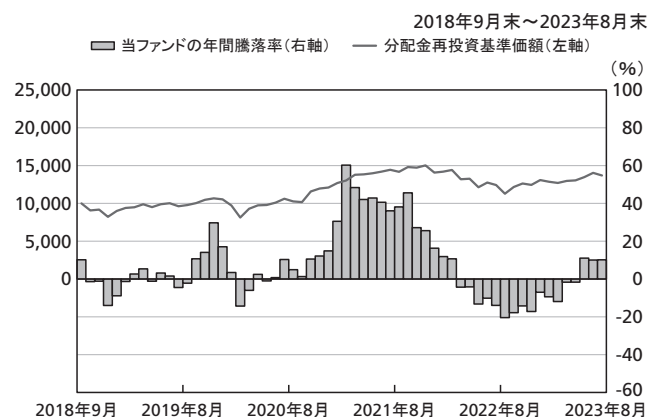
委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

## (参考情報)

### [UBS海外株式ファンドA(SMA)]

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

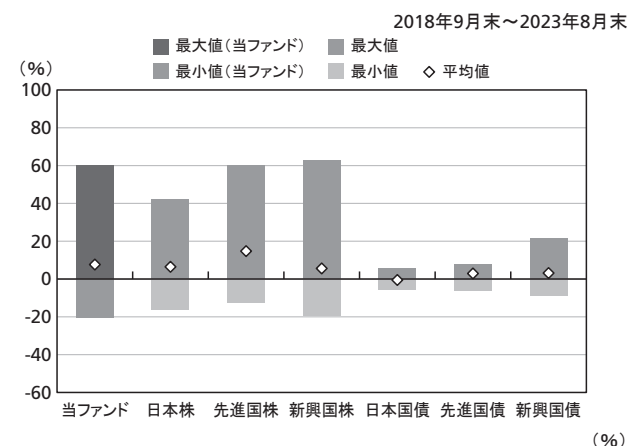


\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|     | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 | 60.2   | 42.1   | 59.8   | 62.7   | 5.4   | 7.9   | 21.5  |
| 最小値 | △ 20.4 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 | 7.7    | 6.5    | 14.8   | 5.6    | △ 0.5 | 2.9   | 3.2   |

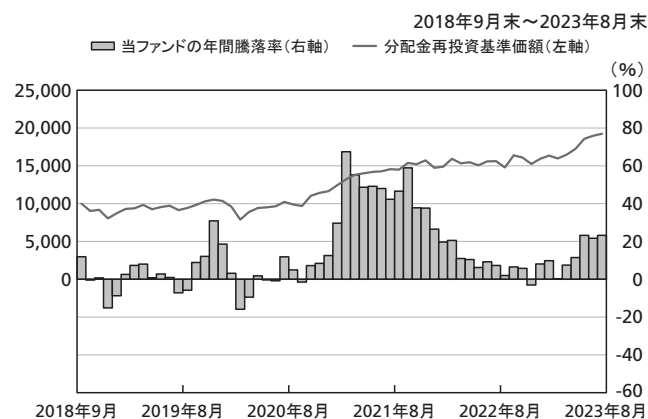
\* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

### [UBS海外株式ファンドB(SMA)]

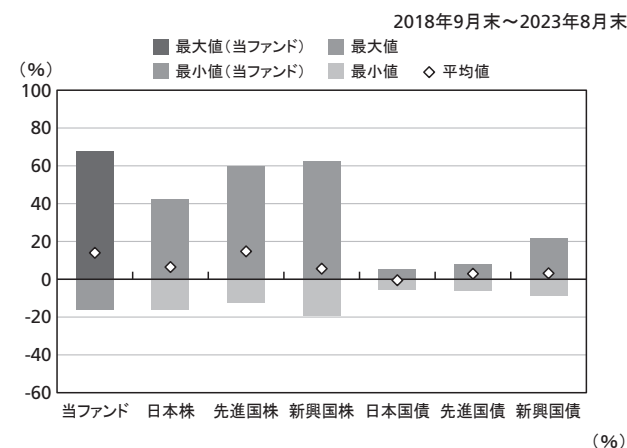
#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|     | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 | 67.5   | 42.1   | 59.8   | 62.7   | 5.4   | 7.9   | 21.5  |
| 最小値 | △ 15.9 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 | 14.0   | 6.5    | 14.8   | 5.6    | △ 0.5 | 2.9   | 3.2   |

\* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日 本 株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)  
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)  
日本国債：NOMURA-BPI国債  
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)  
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)  
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)  
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・ NOMURA-BPI国債  
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)  
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)  
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。



# 運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移 (2023年8月31日現在)

UBS海外株式ファンドA (SMA)



UBS海外株式ファンドB (SMA)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

UBS海外株式ファンドA (SMA)

|         |    |
|---------|----|
| 2019年2月 | 0円 |
| 2020年2月 | 0円 |
| 2021年2月 | 0円 |
| 2022年2月 | 0円 |
| 2023年2月 | 0円 |
| 設定来累計   | 0円 |

UBS海外株式ファンドB (SMA)

|         |    |
|---------|----|
| 2019年2月 | 0円 |
| 2020年2月 | 0円 |
| 2021年2月 | 0円 |
| 2022年2月 | 0円 |
| 2023年2月 | 0円 |
| 設定来累計   | 0円 |

## 主要な資産の状況 (2023年8月31日現在)

### 組入上位10銘柄

|    | 国/地域 | 種類 | 銘柄名                           | 業種                     | 投資比率  |
|----|------|----|-------------------------------|------------------------|-------|
| 1  | アメリカ | 株式 | MICROSOFT CORP                | ソフトウェア・サービス            | 5.01% |
| 2  | アメリカ | 株式 | AMAZON.COM INC                | 一般消費財・サービス流通・小売り       | 4.18% |
| 3  | スイス  | 株式 | NOVARTIS AG-REG               | 医薬品・バイオテック/ロジ・ライフサイエンス | 2.40% |
| 4  | アメリカ | 株式 | ALPHABET INC-CL A             | メディア・娯楽                | 2.37% |
| 5  | アメリカ | 株式 | TJX COMPANIES INC             | 一般消費財・サービス流通・小売り       | 2.35% |
| 6  | アメリカ | 株式 | INGERSOLL-RAND INC            | 資本財                    | 2.31% |
| 7  | アメリカ | 株式 | TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE | メディア・娯楽                | 2.29% |
| 8  | アメリカ | 株式 | UNITEDHEALTH GROUP INC        | ヘルスケア機器・サービス           | 2.29% |
| 9  | アメリカ | 株式 | HESS CORP                     | エネルギー                  | 1.95% |
| 10 | アメリカ | 株式 | APA CORP                      | エネルギー                  | 1.88% |

### 国/地域別投資比率

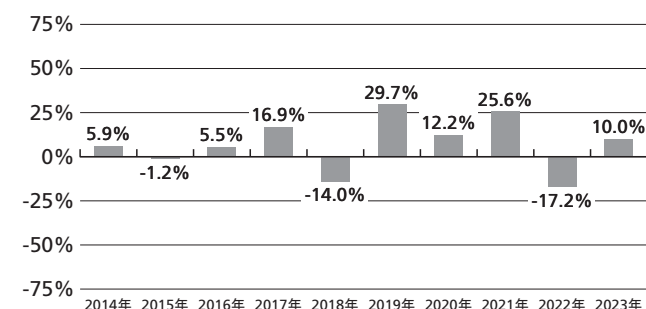
|   | 国/地域         | 投資比率    |
|---|--------------|---------|
| 1 | アメリカ         | 63.77%  |
| 2 | イギリス         | 11.92%  |
| 3 | スイス          | 3.97%   |
| 4 | オランダ         | 3.00%   |
| 5 | フランス         | 2.69%   |
|   | その他の国        | 12.76%  |
|   | 現金・預金・その他の資産 | 1.89%   |
|   | 合計           | 100.00% |

※UBS海外株式ファンドA (SMA)についてはファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを103.05%組入れており、UBS海外株式ファンドB (SMA)についてはファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.05%組入れております。

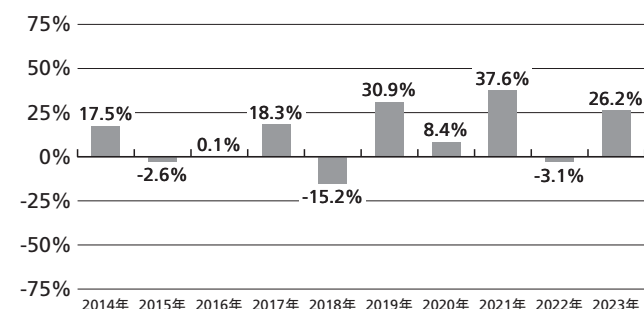
※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

## 年間収益率の推移 (2023年8月31日現在)

UBS海外株式ファンドA (SMA)



UBS海外株式ファンドB (SMA)



※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※2023年は年初から8月末までの騰落率。

# 手続・手数料等

## お申込メモ

当ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

購入申込者は、販売会社に、SMA取引口座を開設した者等に限るものとします。

|                    |                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 1円以上1円単位                                                                                            |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)                                                |
| 購入代金               | 販売会社の定める期日までにお支払い下さい。                                                                               |
| 換金単位               | 1円以上1円単位                                                                                            |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                              |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。                                                              |
| 申込締切時間             | 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。                                                       |
| 購入の申込期間            | 2023年11月25日から2024年5月24日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                               |
| 換金制限               | 該当事項はありません。                                                                                         |
| 購入・換金不可日           | ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日には、購入・換金申込みの受け付けは行いません。                      |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込を取消することがあります。         |
| 信託期間               | 原則として無期限(2007年10月30日設定)                                                                             |
| 繰上償還               | 純資産総額が各ファンド30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには各ファンドが繰上償還となることがあります。 |
| 決算日                | 原則として毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)                                                                           |
| 収益分配               | 年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、当ファンドは、収益分配金から税金を差し引いた後、原則として無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」専用となります。      |
| 信託金の限度額            | 各ファンド5,000億円を上限とします。                                                                                |
| 公告                 | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                       |
| 運用報告書              | 毎年2月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。                                              |
| 課税関係               | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。益金不算入制度および配当控除は適用されません。                                                       |

## ファンドの費用・税金

### 【ファンドの費用】

・投資者が直接的に負担する費用

| 時期  | 項目      | 費用      |
|-----|---------|---------|
| 購入時 | 購入時手数料  | ございません。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ございません。 |

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期                                                                                     | 項目               | 費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 保有時                                                                                    | 運用管理費用<br>(信託報酬) | 日々の純資産総額に年率1.023%(税抜年率0.93%)を乗じて得た額とします。<br>(運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率)<br>配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | <table><tr><td>純資産総額のうち</td><td>100億円以下の部分</td><td>100億円超<br/>300億円以下の部分</td><td>300億円超<br/>500億円以下の部分</td><td>500億円超<br/>の部分</td></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.78%</td><td>0.80%</td><td>0.82%</td><td>0.83%</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.05%</td><td>0.05%</td><td>0.05%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.10%</td><td>0.08%</td><td>0.06%</td><td>0.05%</td></tr></table> | 純資産総額のうち   | 100億円以下の部分           | 100億円超<br>300億円以下の部分 | 300億円超<br>500億円以下の部分 | 500億円超<br>の部分 | 委託会社 | 0.78% | 0.80% | 0.82% | 0.83% | 販売会社 | 0.05% | 0.05% | 0.05% | 0.05% | 受託会社 | 0.10% | 0.08% | 0.06% | 0.05% |
|                                                                                        |                  | 純資産総額のうち                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 100億円以下の部分 | 100億円超<br>300億円以下の部分 | 300億円超<br>500億円以下の部分 | 500億円超<br>の部分        |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.78%      | 0.80%                | 0.82%                | 0.83%                |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.05%      | 0.05%                | 0.05%                | 0.05%                |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.10%      | 0.08%                | 0.06%                | 0.05%                |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | <役務の内容>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 委託会社 委託した資金の運用の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 販売会社 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 受託会社 運用財産の管理、運用指図実行等の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
| ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
| ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。                                   |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
| その他の費用・<br>手数料                                                                         |                  | 諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | 保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                        |                  | ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目        | 税金                                            |
|-------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時               | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および<br>償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2023年8月末現在のものです。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)  
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

### 当ファンドの販売会社の概要

|          |                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 商号等      | 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号                            |
| 本店所在地    | 〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1                                     |
| 連絡先      | 03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。                              |
| 加入協会     | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、<br>一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター                                    |
| 資本金      | 100 億円                                                         |
| 主な事業     | 金融商品取引業                                                        |
| 設立年月     | 2001 年 5 月                                                     |

### ○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔 <総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40~17:10、土日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く) 〕

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔 <お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

### ○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

### 【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて主に外国の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は組入れられる有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により変動しますので、これにより元本を割り込むことがあります。また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。